

令和元年度第1回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時： 令和元年(2019年)8月23日(金)

9時30分～11時30分

場所： 鎌倉市役所 本庁舎2階  
議会全員協議会室

議事次第

- 1 開会
- 2 鎌倉市子ども・子育ての委員の交代について会長・副会長の選出
- 3 議題
  - (1) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成30年度進捗状況について(鎌倉きらきら白書)
  - (2) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の令和2年度改訂について
  - (3) (仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について
  - (4) 待機児童対策等について
  - (5) (仮称)育ちあいの家おなり(10月1日開所)における利用定員の協議について
  - (6) 幼児教育無償化について
  - (7) 冒険遊び場の常設化について
  - (8) 鎌倉市発達支援サポートシステム推進事業の進捗状況について
  - (9) その他

委員出欠

氏名	選出団体等	出欠
相川 誉夫	鎌倉市社会福祉協議会	出
池田 万葉	鎌倉市子どもの家保護者会連絡協議会	出
及川 政昭	三浦半島地域連合	出
菊一 美保子	鎌倉市保育園保護者連絡会	出
小泉 裕子	学識経験者	出
小島 眞知子	てつなぐ腰越保育室	出
小日山 明	鎌倉市立小学校長会	出
坂本 由紀	鎌倉市民生委員児童委員協議会	出
佐々木 朋子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	出
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所	出
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	出
菅原 大介	鎌倉市立中学校長会	出
辻尾 麻里奈	市民公募委員	出
筒井 正人	鎌倉市PTA連絡協議会	出
富田 英雄	鎌倉市保育会	出
町田 綾	かまくら子育て支援グループ懇談会	出
松原 康雄	学識経験者	出
三橋 麻希子	市民公募委員	出

森 研四郎	鎌倉私立幼稚園協会	出
谷野 ゆたか	かまくら福祉・教育ネット	出
山田 誠一	認定こども園おおぞら幼稚園	出

## 1 開会

### ○事務局

定刻になりましたので、ただ今から令和元年度 第1回 鎌倉市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今回の委員をお受けいただき誠にありがとうございます。

本日は令和元年度の第1回目の会議となります。後程、会議の会長、副会長の選出をお願いいたしますが、会長、副会長選出までの議事進行を務めさせていただきます、こども支援課担当課長の谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第1回子ども・子育て会議の開催にあたりまして、こどもみらい部長の平井からご挨拶申し上げます。

平井部長、お願いします。

### ○平井部長

皆様、おはようございます。こどもみらい部長の平井と申します。

令和元年度第1回子ども・子育て会議のご参加ありがとうございます。この会議は子育て中の方にもご参加いただきたく思っております。託児サービスを行っております。本日は傍聴希望の方も含めまして8名の託児サービスご利用というように聞いております。先程、少し部屋を覗きましたが、とても賑やかな感じでした。お子さんを連れて雨の中ご参加いただいた方、本当にありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

さて、この子ども・子育て会議では、鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの進行管理を中心に、皆様方からご意見をいただきながら施策の見直し等を行っております。現在のプランの計画期間につきましては、平成27年度から令和元年度の5か年となっています。令和2年度からの新プランの作成にあたりまして、昨年度についてはニーズ量の調査を行いまして、調査結果について取りまとめを行っております。今年度は、その結果を踏まえまして、新しいプランに掲載する具体的な事業内容や事業量の見込み、それと確保方策などについて、これから皆様にご議論いただきたいと思います。

本日、予定しております議題については、多岐に渡るなか、限られた時間のなかではございますが、子どもを産み育てやすいまち鎌倉をつくるためご協力をいただきまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について

### ○事務局

委員の皆様方には、本日、委嘱状をお手元にお配りしております。お名前をご確認いただき、お納めくださいますようお願いいたします。

それでは、議事次第の2としまして、委員の皆様を五十音順に紹介させていただきます。

鎌倉市社会福祉協議会 常務理事 相川 誉夫様

鎌倉市子どもの家保護者会連絡協議会 保護者代表 池田 万葉様

三浦半島地域連合 副議長 及川 政昭様

鎌倉市保育園保護者連絡会 会長 菊一 美保子様

鎌倉女子大学短期大学部・学部長 小泉 裕子様

てつなぐ腰越保育室 施設長 小島 眞知子様  
鎌倉市立小学校長会 小坂小学校校長 小日山 明様  
鎌倉市民生委員児童委員協議会 主任児童委員 坂本 由紀様  
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会 保護者代表 佐々木 朋子様  
鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課長 猿田 貴美子様  
鎌倉市青少年指導員連絡協議会 会長 下山 浩子様  
鎌倉市立中学校長会 岩瀬中学校校長 菅原 大介様  
市民公募委員 辻尾 麻里奈様  
鎌倉市PTA連絡協議会 書記 筒井 正人様  
鎌倉市保育会 会長 富田 英雄様  
かまくら子育て支援グループ懇談会 代表 町田 綾様  
明治学院大学学長 松原 康雄様  
市民公募委員 三橋 麻希子様  
鎌倉私立幼稚園協会 振興副部長 森 研四郎様  
かまくら福祉・教育ネット 会員 谷野 ゆたか様  
認定こども園おおぞら幼稚園 理事長 山田 誠一様

鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第3条第2項におきまして、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされていますが、本日は委員21名中、21名全員のご出席をいただき、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第6条に規定する幹事として、関係各課の課長等が出席していることをご報告いたします。なお、各幹事の紹介は省略させていただきます。

### 3 会長・副会長の選出

#### ○事務局

それでは次に、当会議の会長・副会長の選出に移りたいと思います。

鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第2条によりますと、委員の互選ということになっておりますので、委員の選出をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦等ございますか。

#### ○相川委員

前回から参加させていただいております相川と申します。新しいメンバーの方も随分いらっしゃるの、事務局のほうでお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

#### ○事務局

前回の会議まで、松原委員に会長をお願いしておりましたので、引き続きお願いしてはと考えています。また、副会長は前回の会議まで学識経験者として出席されている委員をお願いしておりましたので、小泉委員にお願いしてはと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

<拍手>

#### ○事務局

ありがとうございます。

それでは、大変恐縮ではございますが、会長を松原委員に、副会長を小泉委員にお引き受けいただきたいと存じます。

早速でございますが、松原委員には会長席に、小泉委員には副会長席に、移っていただきまして、この後の議事進行をお願いできればと思います。

#### ○会長

ご指名いただきました、明治学院大学の松原でございます。微力ですが、皆様のご協力をいただきながら、この会議の会長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。本日は足元の悪いなか、ご参加いただいて感謝しております。明日もまだ天候が心配です。近隣の幼稚園が明日は夏祭りだということで、子どもたちは非常に楽しみにしている様子です。年代に関わらず、すべての子どもがいろいろなことを楽しみにして成長できる、そういう鎌倉市であり、親たちも大変ではあるけれども子育てが楽しいという環境ができればいいと思っています。また、楽しい行事に様々な理由で参加できない、あるいは参加しないという親や子どももいると思いますので、我々はそういった親子にも目を向けていかなければいけないと思います。様々な立場からご参加いただいておりますので、貴重なご意見をいただけるとと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。最初に事務局から会議の運営について留意点があれば説明をお願いします。

#### ○事務局

おはようございます。こども支援課正木と申します。よろしくお願いいたします。

当会議の公開についてですが、当会議は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第4条に基づき会長が公開することが適当でないとき以外、公開といたします。会議録も後日公開いたします。なお、本日は4名の傍聴の希望がありました。会議の公開と傍聴者の入室について、会長からご確認をお願いします。

#### ○会長

本日の会議は、公開ということで進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

<了承>

#### ○会長

ありがとうございます。それでは、傍聴者の入室をお願いします。

それでは、鎌倉市子ども・子育て会議を始めます。

まず、傍聴の方をお願いいたします。事前に配布しております「鎌倉市子ども・子育て会議を傍聴される皆様へ」をご確認いただき、記載事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

#### ○事務局

では、資料の確認をお願いします。まず、事前にお送りさせていただきました、資料1から資料9-3です。

また、本日机上配布させていただきました、ニーズ量調査の結果報告書ですが、前回の会議では概要版で報告させていただきました。これが全体の報告書となりますのでお持ちいただければと思います。

また、お持ちいただくようお願いしておりました、事業計画書「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン〜か

まくらっ子をみんなで育てよう～」を含め、資料についてお持ちでない方はいらっしゃいませんか。

<確認>

資料の確認は以上となります。

○会長

では、「鎌倉市子ども・子育て会議」に初めて参加される委員もいらっしゃいますので、このことについて事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、委員の方の交代もありましたので、鎌倉市子ども・子育て会議について簡単に説明させていただきます。

資料2の130ページをご覧ください。

鎌倉市子ども・子育て会議条例になります。

第1条に記載のとおり、この会議は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成25年8月から設置しているものです。

会議で所掌する事務については、特定教育・保育施設などの利用定員についての意見聴取や、子ども・子育て支援事業計画であります鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの評価、新たに今年度改訂するきらきらプランの内容についての意見聴取などになります。

会議委員については、22人以内をもって組織することとしています。

次に、資料1の鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿をご覧ください。

「新」としている方は、昨年度から交代があった委員です。

各団体からの推薦をいただいた方が17名、学識経験者が2名、市民公募委員が2名の計21名となっております。

委員の委嘱期間は、本日、令和元年8月23日から、令和3年3月31日となっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○会長

子ども子育て会議について、事務局からの説明に対してご意見やご質問はございますか。

議題(1) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の平成30年度進捗状況について（鎌倉きらきら白書）

○会長

議事次第の3番目の(1)「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～平成30年度進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の平成30年度進捗状況の報告についてです。

プランに掲載されている事業の進捗状況につきましては、事前にお送りさせていただきました、資料2の「鎌倉きらきら白書」のとおりとなっております。

本日は、時間も限られておりますので、こどもみらい部の事業の進捗状況をいくつか紹介させていただきます。

まず、28 ページです。事業番号が1-2-1-3の保育施設の整備・活用で、この事業は、待機児童の解消を目指した施設整備になりますが、待機児童の比較的多い、鎌倉地域で、鎌倉駅に近い場所で、おなり保育所が開所されたというものです。

次に32 ページの事業番号1-3-1-1の放課後総合プランですが、これは、放課後の居場所づくりを行う事業で、深沢小学校、関谷小学校で放課後かまくらっ子を開始したというものです。

33 ページの事業番号1-3-1-4の子どもの家の利用時間延長ですが、これは、保護者の就労形態の多様化や勤務時間の長時間化などの対応のため、子どもの家の利用時間の延長を実施するもので、平成30年度から早朝の利用を開始したというものです。

本日は3つほど事業を紹介させていただきましたが、現計画の5年間の計画期間が今年度で終了するため、来年度に作成する白書におきましては、5年間を通して各事業の達成、未達成、継続等の状況もお示しできると考えております。

議題1については、以上です。

#### ○会長

昨年度の進捗状況のなかから、いくつか絞ってご報告いただきました。ご質問があればお願いいたします。

<特になし>

#### ○会長

よろしいでしょうか。それではご報告は了承したということで取り扱わせていただきます。

議題(2) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の令和2年度改訂について

#### ○会長

それでは、議題(2) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～の令和2年度改訂について、事務局からご説明をお願いします。

#### ○事務局

鎌倉市子ども・子育てきらきらプランにつきましては、現計画が平成27年度に施行され、その計画期間は5年間となっております。今年度が最終年度になるため、令和2年度からの次期計画に向け、平成30年度にニーズ量調査を行い、現在、計画の策定作業を進めているところです。

資料3-1 第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（骨子案）をご覧ください。

表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

次期計画の策定にあたっては、まず、本日は、計画の第1章の「計画の策定にあたって」から第3章の「計画の基本的な考え方」までについて、ご意見をいただき、個々の事業内容であります、第4章の施策の展開や、第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については、本日の意見を踏まえ組立てて、次回の会議で再度、ご意見を伺いたいと考えています。

続いて、骨子案の中身について、説明いたします。第1章の「計画の策定にあたって」は、2ページからになります。

2 ページの「計画策定の背景」は、子ども・子育て支援法の成立から幼児教育・保育の無償化など、主に国の動きが記載されています。

同じく2 ページの「法令等の根拠」は、このプラン作成の根拠となる法令を記載しています。

3 ページの「計画の位置づけ」は、他の個別計画と調和を図り策定される、計画の位置づけを図で表しています。

4 ページの「計画の策定体制」「計画の期間」は、ニーズ量調査、子ども・子育て会議、パブリックコメントの実施といった、策定体制と計画期間を記しています。

5 ページの第2章「本市の子ども・子育てを取り巻く現状」につきましては、6 ページの「人口の状況」から、先にまいりまして、19 ページの「不登校児童・生徒数」まで、子ども・子育てに関する本市の関連データを紹介しています。

20 ページの「アンケート調査結果からみえる現状」は、前回の会議でも報告しました、昨年度に実施しましたニーズ量調査のなかから、「施策の展開」や、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の組立てに関連する調査結果を紹介しています。

31 ページ移りまして、「第2期計画策定に向けた課題」は、次期計画の策定に向け、現計画の5つの基本目標について、統計データや調査結果を踏まえ課題を整理したもので、31 ページの、現計画の基本目標1「子育て家庭支援の充実」、32 ページの、基本目標2「特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援」、33 ページの、基本目標3「子どもの権利や安全の確保」と、基本目標4「子どもの社会的成長の促進」、34 ページの、基本目標5「仕事と生活が調和した社会の実現のように、それぞれの基本目標の課題を整理しています。

35 ページにまいりまして、「計画の基本的な考え方」、36 ページ、基本理念として「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」として現計画の理念を継承し、この理念を具現化するために、社会全体での子育て支援を推進すること、各施策を実施していくことを記載しています。

37 ページは、「計画の視点」で、鎌倉市がSDGs 未来都市に選定され、第3次総合計画、第4期基本計画（案）においてもSDGsの達成に向けた取り組みの方向性を提示していること、38 ページは、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」が制定され、共生社会の実現に向けた取り組みの推進について、基本理念を定め、「共生社会」の推進に関する施策の基本事項を定めることにより、市全体の取り組みの土台となる共通認識として位置づけられていること、40 ページは、現在、制定を目指している「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」のなかで、子どもが大切にされ、育っていけるよう、地域社会のすべての人が、その役割を果たし、子どもを総合的に支援するための理念を定めることから、これらを計画の視点として、次期計画を策定してまいります。

41 ページは、「基本目標」で、基本理念と同様に、現計画を継承し、先ほど説明しました、現計画の5つの基本目標、課題整理を踏まえ、各施策につなげていきます。

42 ページは、「重点取組」で、妊娠から子育てに関する相談体制の整備や安心して子どもを生き育てることができるよう、子どもの成長に合わせた切れ目のない子育て支援が重要であること、また、今般、課題となっている、貧困、ひとり親家庭などの、課題のある家庭への支援が重要であることから、「切れ目のない子育て支援の推進」と「子どもの貧困等、課題のある家庭への支援の推進」を重点取り組みとしました。

43 ページは、「計画の体系」で、左から基本理念、5つの基本目標、主要施策となっており、先ほど説明したとおり、基本理念、基本目標は、現計画を継承しており、主要施策については、基本計画や他の計画と調和を図りながら、提示をさせていただきました。

最後に、資料3-2ですが、現計画の体系と次期計画の体系（案）の比較となっています。

簡単ですが、内容についての説明は以上です。冒頭で説明しましたとおり、今回は、第3章までについて意

見を伺い、第4章以降の施策の展開や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は次回の会議でご意見を伺いたいと考えております。

このような進め方をしていく予定ですので、今年度の子ども・子育て会議は、パブリックコメントを実施する前の10月に、再度、会議を開催したいと考えています。また、パブリックコメント終了後に最終的な計画案を作成し、さらに、12月に会議を開催したいと考えておりますので、例年は、年2回ほどですが、今年度の子ども・子育て会議は、本日と、10月、12月、3月の計4回の開催を考えておりますので、ご協力をお願いできればと思います。

議題2については、以上です。

#### ○会長

具体的な施策について、この分野でこのような方向性を持ってほしいとか、あるいは施策でこれは気になっているが、どのように解決されていくのかという意見が出てきてもよいかと思えます。それが次のステップに進むために、鎌倉市の計画に役に立つのではないかと思います。もちろん理念的なことでも結構です。それぞれの分野で、今このようなことを課題として感じているといったご発言でもよいかと思えます。いかがでしょうか。

#### ○会長

鎌倉はいろいろな子育て支援をされています。それからメディアスポットなど、特徴的な支援をお持ちなのですが、使い勝手ということだと、すべてがワンストップになっているわけではありません。すべてをワンストップにできるかどうかはわかりませんが、少し使い勝手がよくなるように、利用の方法のプロセスの簡素化、それから横の連携があり、いちいち書類を見なくてもよいようなかたちになればと思います。利用者支援になると思うのですが、その辺りのことを少し横糸で通してご検討いただいたほうがよいと思います。

#### ○坂本委員

地域の主任児童委員をしております坂本と申します。今、お話がありましたように、主任児童員のほうでも、もっと横のつながりをとることを現場として感じております。実際、市の健康課の保健師さんと一緒に、これから情報交換をしていこうとしております。先程いいました実感というのは、やはり今いろいろなことが情報としてあります。例えば子育て支援の機関もたくさん用意していただいているのですが、それを選ぶ人たちが迷っています。また、今スマホ時代ですので、若いお母様方はみてこられるのですが、それがバラバラとしていている気がします。さて、どれがどうだという部分は選択肢が多すぎますし、横のつながりがなくて辛い所に手が届いたようなものもあり、ちょっとバラバラ感があるというのが現場の意見です。そのなかで、どちらかという、お年寄りには地域に根差した地域包括支援センターがあります。そのようなかたちで地域に根差して横のつながりのある情報を出していただくと、現場からも意見として出ています。今いわれたような、横の連携がこれから大事になってくると思います。

また、もう1つ、今5年間の計画といわれていました。もちろんそれは悪いことなのではないのですが、私が主任児童委員になってからも世間の情勢は変わってきています。事件や事故、虐待の問題、時事も刻々と状況が変わっているなかで、5年の間に小回りの利く情報収集であったり、話し合いの場というのが、この大きな5年のなかで単発的にできれば、もっと小回りの利く状況に則したことができるのではないかと思います。

#### ○会長

前回の計画では中間見直しがありました。今回も予定があればお願いします。



○事務局

前回も5年間の計画でやっております。今の計画でいうと、中間年にあたる年には見直しを行いなさいという国の方針が出ております。今回、次の計画はまだそういった話は出ておりませんが、おそらく今の計画を踏襲しながらやっていきなさいというのが方針でございますので、また中間年の見直しがあると思います。

また、もう1点が、第4章「施策の展開」にいろいろな事業が挙がっております。こちらのほうにつきましては、毎年白書で状況報告をしているところですが、やはり5年間のなかで1つの施策についてもかなりの変化は出てくるというところで、内容を一部修正するといったこともやっております。ただ、施策の展開に載っている各事業というのは、各課、各部門のほうでそれぞれの個別計画を持っている部分もございますので、その修正についても併せて修正できると思います。

○会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○事務局

坂本委員さんからの1点目のご意見でありました、横のつながりを子ども施策に取り込むということで、これは本当に非常に大事なことだと思っております。市としても、福祉のほうで共生社会の条例ができました。市のワンストップサービスや共生社会の実現ということを目指している条例ができていますが、子ども分野においても、そのなかの1つの対象になると思っております。この考えを大切にしながら、子どもがのびのびと過ごす子育て条例でも、子どもの視点でサービスが行き届くように、子ども子育てに関わる方々すべてに関わっていくという視点でつくっておりますので、こういった考えを施策のなかに関係機関とも一緒につくっていけるようにしたいと思っております。

○会長

ほかにご意見はございませんか。

○小泉委員

子育て支援の様々な形態が多様であってよいと思うなかで、連携は難しいというお話なのですが、既存の認定されている幼稚園、保育所、認定こども園、また、地域で家庭的保育事を市のほうで責任を持って増設していただいています。あるいは小学校、中学校といった拠点となる場所での子育て支援のあり方というのは、やはり信頼を寄せるべきだろうと思っております。今、幼稚園教育要領や学習指導要領のなかでも、社会に開かれた教育課程ということで、地域全体で子どもを育てるにあたっては、保育所、幼稚園、学校、そういった子どもを育てる大事な、適正な視点を持ち合わせているところが拠点となるべきです。そこにみんなが集まっていくといった構造も重要なものではないかと思っております。もちろん市民の方々の多様な考え方をもち寄ってやっていくということも重要であると思っております。そういったなかで、意識をしっかりと、よりよい方向に持っていくためにも、今回、共生条例なども策定されていますので、そういったなかで、地域で子どもをどのように育て、人権を大切に育てるところも、きちっと市民が共有して子育て支援を推進するべきではないかと思っております。

○会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。具体的な施策に関することでも結構です。

○富田委員

43 ページの、子どもの貧困について伺いたいと思います。鎌倉市の子どもたちの貧困率は全国平均に比べて高いのか、低いのか、行政ではどうお考えなのでしょう。また、その貧困であると考え子どもたちを、本市では行政としてどう対応するのか、貧困家庭を解消するためにどのような施策を考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局

平成 30 年 1 月に子育て世帯の生活に関するアンケート調査を行いました。報告書のなかで貧困についての結果がございます。貧困の判定につきましては、可処分所得の考え方による所属分類によって検討します。国のほうでは貧困の割合が約 14%でございます。本市では約 5%でございます。ただ、この 5%のうち、約 45%がひとり親家庭の世帯となります。残念ながら国のほうでは、このひとり親家庭の世帯に対する割合が出ておりません。いずれにしましても、ひとり親家庭の世帯に対する割合が半分近くあるということで、こういった世帯に対して今後この計画のなかで、こういった支援ができるかを検討していきたいと考えております。

○会長

国のひとり親世帯の貧困率は確か約 50%だったと思います。若干、鎌倉市のほうが低くなります。対策のほうは、どのようなことを市では考えていらっしゃいますか。

○事務局

このアンケート結果を踏まえて、具体的にこういった施策を進めていくのか、今、いろいろなかたちでひとり親家庭に対して支援を行っているのですが、そのなかでさらにどこを重点にやっていくのか、こういったことも今後検討していきたいと考えております。

○会長

検討したいというお答えなので、こんなことはどうだろうというお考えがあれば出していただきたいと思います。

○富田委員

要保護家庭は現在も多いです。当事者からすれば多いとはいわないのでしょうか、一生懸命やっていると思いますが、その底辺で一生懸命働いているもっともっと貧困の人もいると思います。その人たちをどう救済しようと考えているのか、そこがいちばん大変なことだと思っています。例えば、鎌倉市で独自で奨学制度を設けるとか、その子どもたちが勉学にいそしんで希望しているところにいけるように、必死になってパートを 2 か所くらいかけ持ちして働いている母親もいらっしゃいます。そういった人たちは実際に数字に表れてこないのですが、その人たちをどう救済しようと考えているのでしょうか。行政だけではできないので、いろいろな組織の方々の協力を得ないといけないと思うのですが、その辺もどのように考えているのか、併せて伺いたいと思います。

○事務局

生活福祉課長の矢部と申します。よろしくお願いたします。生活福祉課のほうでは、生活保護と生活困窮者自立支援制度といいまして、生活保護に達しないけれど生活に困窮おそれがある、現に生活に困窮している

という世帯に対して支援をしているところです。生活困窮者自立支援制度のなかで、子どもの貧困に対して学習支援制度を行っております。今現状、鎌倉と大船の2か所開設しております。生活困窮しているというご家庭で、学習の遅れや学習の機会がないということで、貧困の連鎖がどうしても続いていくということがございますので、そこに対して手当てをするということで学習支援の拠点を2か所開設しております。

○会長

どなたか子ども食堂の情報を持っていらっしゃいませんか。

○事務局

子ども食堂については、今現状市としまして、拠点となっているプラットカフェという団体に対しまして、食料を補完する場所というのを福祉センターのほうで確保し、そこを管理していただいております。そこから各団体に対して、食料を分散するというをしております。そこに対して補助金等も出しております。子ども食堂の活動を支援しているという状況でございます。

○会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは次に移ります。

議題(3) (仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について

○会長

それでは次に議題(3)、(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について、説明します。

資料は4-1と4-2になります。

(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例につきましては、これまで、(仮称)鎌倉市子ども総合支援条例として、この会議のなかでもご意見を伺ってきたところです。

本日は、現在までの取り組み状況と条文の修正案について報告させていただき、ご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

まず、先に資料4-2「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の制定に向けた取り組み状況について」をご覧ください。

これまで、子ども支援課で作成しました、条文の資料をもとに、鎌倉市子ども・子育て会議を始め、鎌倉市総合教育会議や市議会教育子どもみらい常任委員会等、各種会議で意見を伺い、いただいた意見を踏まえ、条文資料の修正を行なってまいりました。今後も引き続き意見を伺いながら、条例案として作成してまいります。

続きまして、資料4-1の「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例(案)」をご覧ください。資料の左側が前回の子ども子育て会議でお示ししました案で、右側が、子ども子育て会議での意見及び6月の市議会、教育子どもみらい常任委員会などでいただいた意見を踏まえ修正した条文の案です。

まず、条例の名称です。これまで、鎌倉市子ども総合支援条例としておりましたが、現時点でも仮称ではありますが、子どもがのびのびと自分らしく育ってほしいとの趣旨から、第1条の目的でも使っている、「子どもがのびのびと自分らしく育つ」という言葉を入れて、(仮称)子どもが、のびのびと自分らしく育つまち鎌

倉条例としました。

これにつきましては、6月の市議会教育こどもみらい常任委員会においても報告をしたところですが、名称についての特段のご意見はありませんでした。

次に、前文の2段落目ですが、子ども・子育て会議で、「子どもが権利の主体」ということを入れるべきとの意見もありましたが、理事者との調整を踏まえ「子どもが一人の人間として尊重されなければなりません。」といういい方にさせていただきました。

次に、同じく前文で4段落目ですが、この4段落目だけ、主語がありませんでしたので、「私たちは」という主語を加えました。

次に、2ページ、第3条、基本理念の第2号ですが、主語を「虐待は」から「子どもが」として、1号から3号と主語を統一し、主語に合わせて文言を整理しました。

同じく、第3条ですが、修正前の4号では、「子どもが、自分の存在と他人の存在の価値を等しく認めるとともに、互いの人格を尊重し、それぞれが主体的に生きていくことを支援されること。」としていましたが、市議会教育こどもみらい常任委員会の意見で、「子どもを守る条例」なのに、「他人の存在の価値を等しく認めることなどを子どもに求めることを、理念とするのは、違和感がある。」との意見がありました。

このため、3条の4号は基本理念から外して、4ページになりますが、第9条、子どもの育ちの支援の3項として、市の施策的な内容として第9条のなかに移行しました。

次に、3ページに戻りまして、第5条、保護者の役割の第1項ですが、左側の修正前の条文からも、すでに消えてしまっていますが、いちばん最初の条文検討資料では、「子どものために、最善の利益を第一に考えるとともに、子どもの人格を尊重し」という文言になっておりました。市議会教育こどもみらい常任委員会では、「子どもの人格を尊重」というところが、とても大事なことなので、この言葉は残すべきとの意見がありましたので、これに関しては、修正案のとおり、「子どもの人格を尊重し」を加えたかたちにしてあります。

次に、4ページにまいりまして、9条の3項につきましては、先程、説明させていただいたとおり、基本理念から移行してきた部分で、同じく、4ページの12条、「いじめへの対応」ですが、これは、前回の子ども・子育て会議で「いじめをしてしまった子への支援」が抜けているとの意見がありました。

これにつきましては、教育委員会とも調整させていただき、「鎌倉市いじめ防止基本方針」の「家庭との連携」の部分から文言を引用して、「市は、いじめを行ってしまった子どもに対して、家庭と連携し、要因や背景を把握して、適切な助言や支援を行なうものとする。」とし、第3項として追加しました。

次に、5ページにまいりまして、17条第1項ですが、修正前は、市は、子どもが自由に意見や夢、困りごとを気軽に言える機会」とありますが、教育こどもみらい常任委員会から、自由に意見や夢をいう機会に「困りごと」は必要なのかとの意見がありました。この意見に対しましては、同じく、5ページの20条、第1項の相談体制の強化のなかにも「子どもが困りごとを安心して相談できるよう」とありますので、重複する部分でもありますので、17条第1項のなかの「困りごと」は、削除しました。

次に、同じく、5ページの19条、「多世代間交流の支援」ですが、こちらは、子ども・子育て会議からの意見で、子ども・子育て世代・祖父母世代だけでなく、多世代間の交流がよい。との意見をいただきましたので「多世代間交流」と修正しました。

条例案の修正か所については、以上ですが、今後も、パブリックコメントなどで意見を伺い、条例制定を目指してまいります。

なお、これまで、令和元年12月市議会定例会への条例議案の提案を予定しておりましたが、子ども子育て会議の開催時期やパブリックコメントの実施時期などを考慮し、議案提案を令和2年2月市議会定例会に変更しましたことを報告いたします。

議題3については以上です。

○会長

ありがとうございました。今日の時点でもご意見があれば受け取れるということです。それではそれを前提にしてご発言をいただきたいと思います。

2 ページのところの第3条の(2)の3行目の「虐待や育児放棄を受けることがなく」ということで、虐待と育児放棄をわけた理由は何かあるのですか。

○事務局

特に理由はございません。以前、虐待といじめをわけるというご意見を伺っておりましたが、虐待と育児放棄をわけたというのは、ここの事例をみてこういった表記の仕方があったのではないかと思います。

○会長

児童虐待防止法のなかにネグレクトと大きく出ています。それも検討したほうがよいと思います。

もう1点、これは日本語の問題ですが、4 ページの移した3なのですが、「市は」と「子どもが」という主語が2つあって、最後に「環境を整えられるよう努めるものとする」とあります。これは市が主語にくるのであれば「環境を整えるよう努めるものとする」となります。

○事務局

日本語的に「整えるよう」とさせていただきます。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員

基本的なことで1つお伺いしたいのですが、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例と、きらきらプランは連動しているのでしょうか。このなかにあることをきらきらプランで実践するというものなのでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりで、のびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例という理念があり、施策の部分はきらきらプランのなかで推進していくというつくりで考えております。具体的には、施策の推進というのが条例の最後にございます。第22条、本条例の施策の推進ということで、こちらで子ども子育て支援事業計画、きらきらプランの施策の推進を図るところで敢行してまいりたいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

プロセスを確認したいと思います。次はパブリックコメントですね。

○事務局

今日いただいたご意見を踏まえまして、9月に市議会がございますので、そちらでももう一度意見をいただきまして、10月にパブリックコメントを予定しておりますが、その前にもう一度会議を開きたいと思っております。今日と10月を考えております。

○会長

条例なので、最終的な決定は議会になると思います。我々の意見も反映していただいておりますので、今日ここで出たご意見も反映していただけたらと思います。何かお気づきの点があれば出していただければと思います。

○富田委員

議会に出して、一部修正したものをここでまた話し合うのですか。

○事務局

議会のほうには、現在まで報告事項ということで報告しております。このような考えで会議のなかで関係会議のご意見をいただきながら検討しているというご報告をさせていただいております。最終的に、条例として制定されるには議決が必要です。それを来年の2月の市議会定例会に提案するというので、これも12月までの間、議会にも報告というかたちで成案にするためのご意見を伺うということで報告をさせていただいております。

○会長

我々も含め、各種団体のご意見をいただいている段階でございます。

○森委員

松原会長もいわれた2ページの「虐待や育児放棄」ですが、「虐待」といえば、その内容に4つの項目があり、育児放棄が入っているのは事実です。1つの条例案としては、「虐待や育児放棄」ということですが、虐待を使うことによって育児放棄が含まれているということになるのであれば、ここにある趣旨は「暴力や育児放棄」というようにいってもよいのではないかと思います。ただ「虐待」という言葉だけで、4つのことをどれだけの方が思い浮かべるだろうかと思います。本当はその4つのことを思い浮かべないといけないのでしょうかけれども、ここでいっているのは、具体的な子どもに対するあり方であるとすれば、様々な暴力がありますよね。虐待というかたちだけでよいのかどうかは、もう少し考える必要があるのではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。様々なご意見が出てきていよいよと思います。多くの方にご発言いただきたいと思います。

○小泉委員

パブリックコメントについてですが、今後こういった条例などで参考にされるということなのですが、いろいろな資料を拝見しているときに、私たちはやはりパブリックコメントにどんなことが書かれているのかなどチェックしながら考察するのですが、その意見の集約の方法がどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○会長

パブリックコメントの集約の仕方について、いかがでしょうか。

## ○事務局

条例を制定する前に、パブリックコメントを行うことになっておりまして、案として出すのは、全文をそのまま出すか、あるいは集約して要点でこのような条例になるというかたちもあるのですが、せっかく揉んできておりますので、みた人がわかりやすいかたちでお示しできればと思っております。フィードバックの方法につきましては、一つひとつのお答えに対して、このように考えている、あるいはこのように改善していくといったかたちで行っていくのですが、内容の類似しているものについては、1つに括ってお答えするようなかたちで考えております。ホームページ上や市役所の公共スペースなどでご意見をいただくので、同じような場所で回答を公開したいと思っております。

## ○会長

ほかによろしいでしょうか。では次の議題に移ります。

### 議題(4) 待機児童対策等について

#### ○会長

議題(4) 待機児童対策について、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

保育課長の松本と申します。待機児童対策等についてご説明いたします。失礼して着席して説明させていただきます。

はじめに、保育所等への入所状況及び待機児童の状況について報告いたします。

資料5をご覧ください。

令和元年度の保育所等の入所定員につきましては、佐助保育園、きみのまま保育園の新規開所及び七里が浜楓幼稚園の認定こども園化により、施設の定員を増やしたことから、全体では、平成30年度当初の2,451人から令和元年度当初は2,641人となり、190人の定員増となりました。

また、平成31年4月1日現在の入所児童数につきましては、定員数と同数の2,641人となっております。これらの結果、平成31年4月1日現在の待機児童数は、平成30年4月1日現在と比較すると、93人から15人減少し、78人となっております。

年齢別の待機児童数につきましては、0歳が5人、1歳が53人、2歳が16人、3歳が4人、4歳、5歳は0人となっております。

また、平成31年4月1日時点での実際に保育所に入所できない入所保留者は、平成30年度当初の169人から12人の減で157人となっております。

続きまして、保育所等の施設整備について、その進捗状況について説明いたします。

まず、山崎保育園の建替に係る状況について、説明いたします。

当該保育園については、園舎建設後46年が経過し老朽化が著しいことから、令和2年4月から新園舎での保育を行うため、建替を行っております。

当該保育園は、令和元年8月1日から仮設園舎での保育を行うため、平成30年6月の補正予算議決後、建設に係る入札・建築確認等の諸手続きを行い、現在建設工事を進めております。なお、仮設園舎の着工は平成31年3月29日です。

また、新園舎については、令和元年8月1日から解体工事に着手し、竣工は令和2年3月27日を予定しています。

次に、県営鎌倉団地跡地を活用した(仮称)鎌倉浄明寺雲母(きらら)保育園について説明いたします。

県営鎌倉団地跡地については、外部の有識者などからなる選定委員会を開催し、審査を行った結果、全国47か所で保育所を運営している株式会社モード・プランニング・ジャパンを平成31年2月28日付で、整備運営事業者として決定しました。

平成31年4月13日には、近隣の町内会を対象に保育園の整備に係る説明会を事業者と開催し、整備内容などについて説明するとともに、ご意見等をいただきました。

現在は、保育所認可に向けた諸手続きを行っており、引き続き、令和2年4月の開所を目指してまいります。

次に、西鎌倉幼稚園に併設する小規模保育施設について説明いたします。

当該小規模保育施設につきましては、腰越地域の待機児童対策の一環として、現在の西鎌倉幼稚園の一部に小規模保育施設を併設するものです。

今後、園庭に仮設園舎を建設した後、幼稚園機能の一部を仮設園舎に移行します。

移行後、現園舎の一部を取り壊し、増改築を行ったうえ、幼稚園機能の一部を戻すとともに、小規模保育施設を併設する予定です。

現在は、小規模保育施設建設に向けた諸手続きを行っており、令和2年4月の開所を目指してまいります。

また、このほか、(仮称)北鎌倉保育園の整備等や、後ほどご説明します家庭的保育事業に係る整備を進めてまいりたいと考えています。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では次の議題に移ります。

## 議題(5) (仮称)育ちあいの家おなり(10月1日開所)における利用定員の協議について

### ○会長

それでは、議題(5) (仮称)育ちあいの家おなり(10月1日開所)における利用定員の協議について、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局

令和元年10月1日開所予定の(仮称)育ちあいの家おなりにおける利用定員の協議について説明いたします。

資料6をご覧ください。

今回、利用定員の協議を行う理由としましては、子ども・子育て支援法第43条第1項で、新規に開所する施設は、財政支援の対象となるための確認手続きを行う必要があると定められていることによるものです。

確認手続きとは、1つ目として、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認すること、2つ目としては市町村が「認可定員」の範囲内で「利用定員」を定めることとされており、その「利用定員」を定める際には、子ども・子育て支援法第43条第3項に基づき、子ども・子育て会議において意見を聴取することとされています。

このため、今回、令和元年10月1日から開所予定の(仮称)育ちあいの家おなりに係る「利用定員」について協議を行うものです。

本件については、鎌倉市御成町6番15号において、既存建物を活用した家庭的保育事業所の新設になります。

事業者は、鎌倉市の鎌倉育ちあいの家であり、代表以下は記載のとおりです。

認可定員及び利用定員についてはいずれも5人を予定しています。



現在、令和元年10月1日の開所に向け、施設認可に向けた事務手続きを行っているところです。  
以上で説明を終わります。

○会長

鎌倉市で設置している児童福祉審議会のほうの説明をお願いします。

○事務局

鎌倉市では児童福祉審議会を設置しております。この火曜日、8月8日に開催をしていただきました。児童福祉委員会では、認可に関わる施設の状況等の確認を行うとともに、施設をそのまま運営していくかどうかという確認等、審議会委員さんをお願いしております。審議会ではいろいろと条件をいただきましたが、確認をいただいたという状況でございます。

○会長

開所までに少し整理してほしい確認事項が審議会のほうから出ております。それを踏まえて、利用定員5人ということがございます。もし児童福祉審議会の方でコメントがあれば出していただきたいと思います。質問がなければ、利用定員について、この子育て会議で認めるということによろしいでしょうか。ではそのように手続きいただきたいと思います。

議題(6) 幼児教育無償化について

○会長

では続きまして、議題(6) 幼児教育無償化について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

令和元年10月1日から始まる幼児教育の無償化につきましては、平成31年3月26日に開催しました、子ども・子育て会議のなかでは確定された情報が少なかつたため、鎌倉市においても、国の制度に基づき実施すること、また、無償化に伴う予算措置の状況のみを報告させていただきました。

本日は、あらためて、その概要について、報告いたします。

資料7をご覧ください。

この資料は、国が示している「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」ですが、これにより、無償化の対象者、対象範囲などの概要を報告いたします。

まず、「幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち」ですが、対象者・利用料については、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。幼稚園については、月額上限25,700円です。また、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になりますが、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、すべての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食の費用が免除されます。

また、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

次に、対象となる施設・事業ですが、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。

次のページにまいりまして、「幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち」ですが、対象者・利用者については、無償化の対象となるためには、お住いの市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

次に、「認可外保育施設等を利用する子どもたち」ですが、対象者・利用料については、無償化の対象となるためには、お住いの市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります、3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

対象となる施設・事業は、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業となります。

また、就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

次のページですが、「幼児教育・保育の無償化の主な例」は、ただ今説明しました利用対象者・利用料の主な例を図式化したものになります。

現在のところ、関係施設や保護者に対しての周知に努めるとともに、申請書類等を保護者の方から提出していただいているところですが、円滑な制度の運用に向け、引き続き関係機関と調整を図り、10月1日の制度開始に向け準備を進めてまいります。

議題6については以上です。

#### ○会長

ご質問はございませんか。

#### ○及川委員

確認をさせてください。1ページに対象となる施設・事業と、2ページに認可外施設の対象となる施設・事業が書かれています。全体でどれくらいの割合が対象となっているのでしょうか。

#### ○事務局

保育課所管の施設ということでお答えします。対象となる施設ですが、認可保育所が21園、認定こども園が5園、また、管外と申しまして鎌倉市のお子さんが市外に通っている場合、管外といわれる施設も対象となりますので、園施設が33、地域型保育事業が6施設、認可外保育施設が21、合計86施設が対象となります。

#### ○会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

#### ○事務局

追加で幼稚園のほうですが、幼稚園の保育料につきましては、市内で19の学校法人立等の幼稚園、市外の幼稚園で市内在住のお子さんが通っている園数は正確に答えられませんが、人数的には約2,000人の方が対象となります。

#### ○会長

よろしいでしょうか。

## 議題(7) 冒険遊び場の常設化について

○会長

それでは、議題(7) 冒険遊び場の常設について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「冒険遊び場の常設化について」報告いたします。

資料8-1「冒険遊び場事業を行います」と、資料8-2「位置図」をご覧ください。

常設化の場所ですが、鎌倉市梶原四丁目4番2号外の、本年3月末で閉館した旧梶原子ども会館と東側に隣接する斜面地で、周辺の自然環境が豊かであり、実施に適していることから、新たに冒険遊び場事業等を実施します。子ども会館とは異なる施設です。

なお、運営は、平成16年度からこれまで市と協働して市内各所で冒険遊び場事業を行ってきた市民団体を母体とするNPO法人と市との協働事業で行います。

現在立ち上げの準備を行っているところですが、開設後は、火・水・金・土の週4日の10時から17時を開館日とし、おおむね月1回程度、出張型冒険遊び場を開催する予定です。

「どんな事業が実施されるのか」につきましては、大きく2つあります。

1つ目、冒険遊び場事業は、子どもたちの成長にとって不可欠な、豊かな感性・創造性を育み、健康な心と体で生活するために、また、子どもたちの個性を磨き、社会性や自立性を育むために、緑あふれる鎌倉の特性を生かした子どもたちの遊びの場が冒険遊び場です。

子どもたちが自ら遊びを構築するという考え方のもと、自由に遊べる空間を提供する事業です。木工作体験、昔遊び、ダンボール遊び、ロープ遊び、火おこし体験、裁縫体験、おやつ作り体験などができます。また、施設内の図書コーナーで読書もできます。

もう1つが子育て支援として、子育て支援団体等の利用、子育て支援団体や子育てに関する情報提供やイベントを実施し、地域交流のイベントなども予定しています。利用対象者につきましては、乳幼児・未就学児（及び付き添いの保護者）と小学生・中学生です。

以上が、資料の説明になります。

なお、この資料に記載されている表現などの内容についてですが、今月、8月20日に開催しました、鎌倉市児童福祉審議会の場でも同様の報告をさせていただいたところ、児童福祉審議会から、チラシの中心の部分の冒険遊び場事業の説明の内容については、この文章は行政の文書とは馴染まないのではないか、子育て支援の内容にあっては、利用者の幅は広くあるべきで、子育て支援団体等」の標記では足りない、また、子育て支援の場としての利用ができると読み込むのが難しいなどの意見をいただいておりますので、本日の子ども・子育て会議の意見も踏まえ、資料の表現については、検討をし直し修正を加えていきたいと考えています。

また、現在、開設に向け準備を進めておりますが、今後、開始日程が決まり次第、事業について、周知を行ってまいります。

以上で、ご報告を終わります。

○会長

ご質問、ご意見はございませんか。

○池田委員

質問させてください。冒険遊び場は子どもと一緒に何回か参加させていただき、学校の校庭などで焚火をしたりということを楽しませていただいております。この事業の内容としては、子ども会館で放課後遊べる内容

よりも、少し火がおこせたりという内容で、子ども会館で今までやっているような事業と別格な、何か特別なものとしての扱いの事業なのでしょうか。

#### ○事務局

子どもの会館とは別の施設なのかというご質問ですが、冒険遊び場という、屋内型と屋外型の遊び場になりますので、特化した遊びを体験していただくというかたちです。

#### ○佐々木委員

これは旧子ども会館の活用ということで新しいと思うのですが、今鎌倉全体で子ども会館が閉まっていくなかで、やはり子どもたちが遊ぶ場がなくて困っているという声が挙がっているのですが、他の子ども会館の活用は今後検討されるのでしょうか。

#### ○事務局

今、閉館しているのが、長谷子ども会館と梶原子ども会館です。また、3月末で岩瀬と西鎌倉というかたちになるかと思います。梶原についてはご案内のとおりです。長谷については、建物の耐震等、公的不動産の活用化中心に方向性を見極めながらというように聞いているところです。岩瀬子ども会館につきましては、先の6月議会でも、空間として乳幼児親子が引き続き利用できるようにということで、陳情が提出されて採択されたところです。今現在、庁内のなかでどのようなかたちで、最終的には子ども会館としては閉館してしまいますので、市のほうの運営は行わないかたちになりますので、民間さんを含めてどのような方々に応援していただけるのか、あるいは地域で運営する方々が現れるのかということ、公的不動産の活用化と一緒に検討しているところでございます。西鎌倉については、具体的な動きは今はないところではありますが、先行して岩瀬のほうはそのようなかたちになっております。

#### ○森委員

今、お答えになったところで、どのようなかたちで支援されるのか、事業主体を持っているのではありませんか。今報告されたこととは全然違うと思います。子ども会館の事柄が尋ねられているなかで、微妙だなと思ったのは、この働きは子ども会館としてではないと思います。もうすでに支援する人は決まっているのではないのでしょうか。その確認だけお願いします。

#### ○事務局

岩瀬子ども会館については、今運営主体は。

#### ○森委員

そうではなく、冒険遊び広場、そして梶原の場所等について、今答えられたことに違和感がありました。どこが支援するのか、それを募っているところで、まだ企画段階ですということでしたが、本当にそうですかということです。

#### ○事務局

旧梶原子ども会館を使った冒険遊び場事業の実施についてですが、こちらは市の主体事業ということで行います。事業の手法としては、子育て団体との共同事業ということで考えてございます。実は、第3者的な面も入れて、市の冒険遊び場事業実施の方向、協働相手ということも含めて検討委員会を設置しまして、6月28日

に開催して事業の内容等、活動内容、これはプレゼンテーションを行いまして事業をやっていくのには適当であるというご意見を頂戴することができました。その団体というは内定してございます。

○森委員

そうですね。先程答えられたこととは違います。

○事務局

ご説明がわかりにくく、大変申し訳ございません。私のほうで説明させていただきましたのは、梶原についてはこちらのご案内のとおりということで、今谷川課長のほうからご説明があったとおりです。先程、佐々木委員からいただいたご質問は、おそらく先の議会で提案がありました岩瀬子ども会館や、そういったことについてはまだ現在運営主体、運営方法については決まっておりませんということでお答えさせていただいたものです。複数の施設があってわかりにくい回答で混乱を招いてしまったことについてお詫び申し上げます。

○会長

ほかにかがでしょうか。

○下山委員

そうしますと、この子育て支援団体等の利用というのはどのようになるのですか。どの団体も手を上げれば利用させてもらえるというかたちなのでしょうか。

もう1点、西鎌倉子ども園も閉鎖すると伺ったのですが、西鎌倉は支援センターがないので、開所しておいてほしいという意見が出ていたのですが、その辺の進行状態はどうなっているのでしょうか。市民のほうに下りているのでしょうか。

○会長

まず、具体の梶原の子育て支援団体等の利用について、どういったものを想定しているのか、お答えいただきたいと思います。

○事務局

1点目の旧梶原の冒険遊び場事業を利用していただける子育て支援団体ということもありますが、市内各所で子育て支援団体がございますので、どの支援団体の方もお使いいただけます。また、こちらの利用対象者のチラシのところに書いてございますが、「乳幼児・未就学児（及び付き添いの保護者）と小学生・中学生です」ということになっております。所属に関わらず、幼稚園や保育園に通っていただいている方も、もちろん使っていただくことができます。

○会長

児童福祉審議会でもビラのつくり方はまずいという意見もありました。実際に周知を図るときには、子育て支援事業で使える部分と、冒険遊び場で使っている部分とを区分をして出せるとよいという話が出ました。

では、西鎌倉についてお答えをお願いします。

○事務局

西鎌倉子ども会館につきましても、この3月で閉館となります。子ども会館としての閉館は条例で決定して

いる事項でございます。その後の使い方については、今、公的不動産活用課と今後どのような活用ができるのか、どなたが運営していただけるのかということを検討していく段階となっております。

#### ○山田委員

冒険遊び場事業について伺います。児童福祉審議会でも申し上げましたが、「利用対象者は誰ですか」と書いてあるのですが、ここに幼稚園や保育園が入っていないということで、おかしいのではないかと申し上げます。あくまでもこれをみますと、あおぞら保育をしている団体を対象にしかみていないのではないかとこのように読み取れるのですが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○事務局

その点につきましては、どなたでも利用できるということをチラシのほうでも十分わかるように修正してまいりたいと思います。実態として今いわれました、青空自主保育グループ、これは市内の子育て支援団体のなかでも屋外で活動を行っている団体でございます、今市内で7団体ございます。こういった方々ももちろん使っていただいて、利用者の一団体として使っていただくことということになります。

#### ○会長

幼稚園の、あるクラスがお散歩でいって遊んでくるのも構わないのですね。具体的にいうとそういうことでですね。

#### ○森委員

そこを確認したいと思います。先程、下山委員が質問された趣旨に答えられていますか。答えられていませんよね。利用は誰ができるかではなく、その施設の運営主体として手を上げることができるのかということではございませんか。

#### ○事務局

梶原の冒険遊び場事業については、今年度、これまで冒険遊び場事業というのを市がきらきらプランのほうで実現しております、子どもの遊び場の機会、それから交流の機会、体験の機会といったものの1つの事業としてやっております。その実施手法というのが、平成16年から子育て支援グループ懇談会という団体だったのですが、こちらと実施してまいりました。引き続き、この事業を円滑に進めていくというステップといたしましては、当該団体をもとにして出てきましたNPO法人とまずしていくことが適切ではないかということをお考えまして、先行して実施していくという方針でございます。今後、冒険遊び場事業を担っていく団体さんが市内で多数出てくれば、これは1つの団体にとということではなく、市としてもこういう仕様で事業をやりたいということをお示しして、手を上げていただいて、協議したうえで決定していくという選定方法をとっていくことを想定しております。

#### ○会長

西鎌倉の子ども会館は冒険遊び場には馴染まない場所にあると思います。旧子ども会館は、冒険遊び場に限定するのですか。今後の旧子ども会館については、違う用途も考えられるのですか。

#### ○事務局

方向性についてこれから検討しなければいけないのが、岩瀬子ども会館、西鎌倉子ども会館だと思います。

この2施設については、市の公共施設再編計画という考えに基づきますと、子ども会館閉館後については、貸付、または売却というかたちがスタンダードな手法になります。岩瀬子ども会館については、6月の市議会で陳情いただき、議会のほうでも議決というなかで、今後どのようなかたちで民間さんの力を入れてお願いできるのか、あるいは地域で運営を担ってくださる方がいるのかというのを、今後協議していく段階でございます。西鎌倉子ども会館につきましては、貸付、売却、どちらになるのかということは、申し訳ありませんがこどもみらい部としては決定することの判断はできかねます。もし、西鎌倉子ども会館について地域の方々が自分たちでこういったかたちでというご要望があるのであれば、私どもこどもみらい部のほうが窓口になり、公的不動産活用課のほうにそういった方向性がある、そういったご要望があるということをお伝えしていきたいと思っております。

#### ○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### ○富田委員

冒険遊び場事業というのが、頭にこんなに大きな字で書いてあるから問題です。今まで子ども会館は午前中は小さなお子さん連れを親子がゆったりと過ごす場でした。子どもたちは学校にいます。10時からとありますが、屋内で冒険遊び場というのは何をやるのですか。今までの子ども会館でも、放課後になると中学生たちがきて、指導員がいるなかでボール遊びもやっているという状況がありました。そうすると、午前中に静かに過ごしたい親子は、10時から冒険遊び場事業をやっていたら、私たちは締め出されたと思うのではないのでしょうか。そういった心配があります。また、岩瀬の青少年会館は、冒険遊び場には適さない場所です。町内会が中心になって運営委員会をつくって運営したいということ聞いておりますが、それぞれある青少年会館が閉館するということになると、各地域でそれぞれのかたちで利用方法を考えるだろうと思います。そう考えたときに、最初に梶原でこのような冒険遊び場を行いますといういい方をしてしまうと、他の青少年会館でもいろいろと心配があるのではないかと思います。このチラシについては、冒険遊び場事業と大きな字で書かれて、しかも10時からということになると、いろいろと意見が出るのではないかと思います。私も児童福祉協議会の委員としてこれについては冒険遊び場事業をこんなにトップに書いてよいのかと意見を申し上げましたが、そのことは考慮されていないように思うので確認をさせてください。

#### ○会長

火曜の金曜だと思うので、ビラは改まっていないと思います。出たご意見については、私もご紹介しましたし、記述の仕方については変えていただくということでご了解いただいていると思います。午前は何をやるのかといったことについてのご意見も出ましたので、共同事業ですから市のほうも午前中のニーズも把握されて、実際の活動プログラムを考えていただければと思います。

#### 議題(8) 鎌倉市発達支援サポートシステム推進事業の進捗状況について

##### ○会長

それでは、議題(8) 鎌倉市発達支援サポートシステム推進事業の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

##### ○事務局

発達支援室の室長の田中でございます。

鎌倉市発達支援サポートシステム推進事業の推進状況について、ご報告させていただきます。

資料は9-1から9-3をご覧ください。

本事業は、発達障害等特別な支援を必要とする児童が、地域で生き生きと生活することができるよう、発達障害への理解の促進と支援者の育成のためのサポーター養成講座を実施するとともに、育成した人材を有効に活用する仕組みづくりを目的として、平成29年度より事業を実施してきました。2019年度より、育成したサポーターが市立の小・中学校10校のモデル校にて「かまくらっ子発達支援サポーター（通称「かまサポ」）」として活動を開始しましたので、これまでの事業経過及び2019年度の取り組み状況について説明させていただきます。

資料9-1をご覧ください。

平成30年度の養成講座の実施状況は参加実人数137人、参加のべ人数は755人でした。この事業は平成29年度から行っておりまして、平成29年度、平成30年度の2年間で実人数243名、延べ1,143名の方が受講されました。そのうち基礎講座全日程受講修了者は82名でした。平成30年度は、この全日程受講対象者向けのフォローアップ講座を実施しましたが、フォローアップ講座受講修了者は53人でした。

なお、講座受講者にアンケートを実施していますが、資料9-1の「アンケート結果について」に記載のとおりです。主な内容といたしましては、講座内容について具体例がありわかりやすかったとか、グループワークを通して子どもの特性、支援の方法や心構えを学べたという方が多くいらっしゃいました。また、様々な立場の方々との交流を通して勇気もらったというご意見も多くいただいております。

次に、資料9-2をご覧ください。フォローアップ講座受講修了者に行ったアンケート結果の集計結果です。「かまサポ」としての活動について、「ぜひやってみたい」と回答した方が12名、「検討したい」と回答した方が18名いらっしゃいました。その後、実際に学校で活動していただける方の意志確認のアンケートを行ったところ、27名の方々が「かまサポ」として登録してくださいました。

次に実際の「かまサポ」の活動の流れについてご説明いたします。資料9-3をご覧ください。

「かまサポ」の活動の内容ですが、教育委員会の事業として、学校で活動されている「学級支援員」とほぼ同様の活動となっており、支援を必要とする児童生徒の生活面、安全面の介助を行うものです。

かまサポとして活動するには、まず、発達支援サポーター養成講座の基礎講座全日程を受講し、基礎講座修了者を対象としたフォローアップ講座を受講していただきます。そのうえで、実際にかまサポとして活動を希望する方については、「かまサポ名簿」に登録をします。この「かまサポ名簿」を、モデル校10校の学校長に配布させていただいており、校長先生が支援をお願いしたいと判断したときに、名簿登録者へ直接連絡をして支援の内容や日程を具体的に説明していただいております。しかし、登録者のなかにはもうすでに他の仕事が決まっており校長先生が連絡をした段階で実際の活動が難しいという方もいらっしゃるかと聞いており、今は夏休み期間なのですが、学校側と「かまサポ登録者」にアンケート調査を行っております。よりよいかたちで活動が継続できるよう、アンケートの集計等を行っております。

また、実際に「かまサポ」として活動していらっしゃる方々へのフォローとして、今年度のサポーター養成講座終了後等の時間を使い、養成講座講師と事務局が「かまサポ」のお話しをお聞きし、情報交換や助言を行う場を2回行うことといたしました。1回目が8月20日に実施し、13名の方の出席がありました。第2回目は10月に開催を予定しています。

最後に、「かまサポ」事業における今後の進め方として、令和元年度につきましては小中学校を対象に派遣をしておりますが、幼稚園、保育園、認定こども園等就学前の子どもの所属集団やこどもの家（学童保育）におけるサポーターの活用についてのニーズがあることは把握しております。これにつきまして、具体的な運用について検討をしております。引き続き、支援を必要としている子どもたちが地域で健やかに成長していくことができるよう、サポートシステムの充実を図っていきます。



○会長

ありがとうございました。ご質問、ご意見があればお願いします。せっかくなので、市民公募委員の方からコメントをいただければと思います。

○辻尾委員

1歳と3歳の年子の子どもを育てています。鎌倉市がこのように目標や計画を立てて子育て支援を行っているのだと改めてわかりました。地域で子育てとは何だろうと思うのですが、そういったことを追っていけたらよいと思いました。

○三橋委員

私は助産師をしております。自身は小学校1年生の子どもと3歳の子ども、2人とも男児ですが育てております。鎌倉市に引っ越してきてもう10年がたつのですが、楽しく子育てをしながら助産師の活動をさせていただいております。今日は議題のほうがたくさんあり、初めての会議ですので、皆様のご意見を聞かせていただきました。横のつながりという視点で私も今回参加させていただきたいと思っておりますので、今日は限られた時間かと思っておりますので、また第2回に向けて私自身も貢献できるように参加したいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長

お二人ともご遠慮なくご意見をいただければと思います。地域で育てるって何だろうといわれましたが、実は大切な間かもしれません。よろしく願いいたします。

その他 議題(9) その他として、事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。

議題(9) その他

○会長

それでは、議題(9) その他ということで、事務局から今後のスケジュールについて、ご説明をお願いします。

○事務局

今後のスケジュールについて説明いたします。

今日の議題のなかでもご説明しましたが、今年度はあと3回の会議を予定しております。10月、12月、3月に開催予定です。次回の開催での議題は決まっておりませんが、特に、きらきらプランの次期計画の4章、5章の内容について、ご意見等を伺いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○会長

今日を含めて4回ということですか。よろしいでしょうか。それでは、手を上げそこになっていた方はいらっしゃいませんか。

○菊一委員

きらきら白書のところですが、66ページの「交通被害からの保護」で、昨今、池袋や大津のほうで幼い児童、

親子が被害にあわれるという事件がありました。保育園のほうからも、保護者のほうから意見が挙がっております。事業番号3-2-1-2ですが、「スクールゾーンの安全対策」で、これは小学校、中学校が対象だと思いますが、事故を受けてキッズゾーンを保育園や幼稚園のほうで検討していると伺いました。市のほうではどのような対策をされているのでしょうか。

#### ○事務局

防災安全部次長を兼ねて市民安全課長の熊沢でございます。よろしくお願いたします。ご指摘いただきました、子どもの安全に向けた対策でございますが、今お話がありましたように大津の事件を受けてお子さんが歩いているときに事故にあわないための対策で、これまでもスクールゾーン対策協議会というものを持っておりまして、各小学校の保護者の方ですとか学校の方ですとか、毎年危ない場所をチェックしながらそういったところの課題出しをして、道路管理者とも調整をして対策に向けてやっているところでございます。今回、大津の事件を受けまして、そういった目線も加えながらスクールゾーンの対策を行っているということと、後は今おっしゃられたように、それ以外に保育園、幼稚園など未就学児の方が園としてお散歩をされるときの部分もありますので、そういったことに対してどういったことができるかということを庁内で意見交換を始めたところでございます。こうしたところを私どものほうに取りまとめをしながら、庁内で市として何ができるのかということに向けて意見交換を始めたところでございますので、今後、それぞれの部局の取り組みなども整理しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○菊一委員

その関連で、保護者のほうから、高齢ドライバーが多く歩道が狭い鎌倉市において、園児の安全を守るため高齢ドライバー対策として、例えばアクセル踏み間違え防止制御装置の補助金制度などを導入してほしいという具体的な意見も出ています。これはどこかの課で対策をとられているのであれば教えてください。

#### ○事務局

引き続き、私のほうでお答えさせていただきます。7月の頭に大船でも事故が発生しております。すでにニュース報道等でご存知とは思いますが、一方で高齢者の方がアクセルを踏み間違える事故があったり、そういったことも全国的に問題になっております。私どものほうでも、個別の事故に対しては警察とも連携して事故現場の検証をするとともに、今お話のありました、例えば踏み間違えに対する補助制度については県レベルでやっているところが多くございます。というのは、いわゆる踏み間違いなどは市内の人間だけが注意すればよいということではなく、鎌倉市に車でこられた方についてもやはりそういった対策をしなければいけないという広域的な問題もありますので、広域的な部分で対応していく部分と、市内で市として検討していく部分を整理しながら、警察とも連携してやっていきたいと考えております。現在、今ご指摘の部分につきましては、県からも情報収集をしながらその動向を見据えているという状況でございます。

#### ○坂本委員

先程、富田委員のほうから、子ども会館のほうで小さな子どもたちとお母さんの憩いの場が段々なくなっているという言葉が出ました。私は第一地区に属しておりまして、二階堂子ども会館のほうなのですが、放課後かまくらっ子の営業で夏休みの7月から8月いっぱい、まったく小さい子どもたちに場が提供されることがなくなってしまう。午前中から使えないということで、その通達が直前に現場に貼られていました。私たち主任児童員は子育てサロンをしていて、地域のお母さん方から意見を聞くことができるのですが、びっくりしてどうしようということで、本当に場所がなくなってしまう。今日集まっていらっしゃる代表の方々を

みましても、所属があるお子さんやお母さんのご意見は吸い上げてもらえると思いますが、本当に未所属の方々の声を吸い上げる場がないと思います。富田委員のほうから場がないというお言葉のなかで、私も実感しております。遊ぶ場がなくて、おうちでイライラして子どもを叱ってしまいながら耐えていらっしゃる方々がいらっしゃいます。赤ちゃんから中学までずっと見守るというかたちで子育て支援を考えるという意味では、そこの方々の場所から考えていただきたいと思いますし、アナウンスがすごく遅かったので、本当にこの暑い夏をどうするのだという生のお声を伺っています。もう少しきめ細かいことですか、声なき声を聞いていただきたいと思っております。

#### ○会長

ありがとうございます。こういう場でご協議いただくとよいと思います。ほかにいかがでしょうか。

#### ○佐々木委員

今日のお話を伺うなかで、市の職員の方がきらきらプランは子どもの視点を見ていくという言葉があり、うれしく思いました。所属があると発信できるのですが、子どもの意見が反映されるというのはなかなか難しいことなので、このようにプランを考えてくださるのはとてもうれしいと思います。

資料2の91、92ページの「遊びや学びの場の整備」のところ、子ども会館もこれからなくなっていくということでみると、どのクラブも常設ではないですか、団体利用が中心であったりとか、放課後こども総合プランは区内の小学校に限定されていたりということで、全体を通して見ると鎌倉市のなかに今、乳幼児、幼稚園、保育園、小学生、中学生と年齢や所属を問わず開かれた場が1つもないのではないかと感じています。その場のつくり方はいろいろとあると思うのですが、ぜひ地域で育てるということを考えても、地域の誰にでも開かれた場というのは必要なのではないかと思います。検討していただければと思います。

#### ○会長

ご意見としていただきました。ほかにはございませんか。

それでは、少し時間をオーバーしてしまいましたが本日予定していました議事が終了いたしました。事務局にお返しします。

#### ○事務局

本日は、長時間にわたり、ご協議、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和元年度の第1回子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。

今後ともご協力のほど、よろしく願いいたします。

本日はお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございました。